

議案第 5 5 号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和 5 年公布の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第 127 条第 1 項から被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定が削られることとなったため、日野町国民健康保険条例の所要の改正を行うものである。

2 改正内容

「第 9 項」を「第 5 項」に「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。（第 14 条）

3 附則規定

（施行期日）

令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例（昭和45年4月1日条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第14条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、その者に対し10万円以下の過料を科することができる。	(罰則) 第14条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合には、その者に対し10万円以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。